

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部改正案（最終案）

【改正箇所】

前文	文言の追加
第二条第四号	食品関連事業者の定義に「加工、調理」を明記
第五条第三項	食品関連事業者の責務として法令遵守意識の向上等を新設
第五条の二	事業者団体の役割を新設
第二十二条	食品関連事業者の危害情報等の申出の努力規定を新設
常用漢字への修正	
・「かんがみ」	「鑑み」 第一条
・「すべて」	「全て」 第二条第二号、第三条第二項、第十九条
施行日	公布日施行

(下線部及び二重取消線が改正箇所)

【 前文 】

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければならない。

近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、食に対する県民の関心が高まっているところである。

食の安全・安心を確保するために多くの法律が制定されているが、本県のほか、各地において食に関する様々な問題が繰り返して発生したことから、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきている。

このような状況において、同様の問題が繰り返されることなく、食の安全・安心を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるが、その取組に当たっては、食品等の監視、適正な表示の実施の確保、食品関連事業者への指導の強化等による県民の健康の保護並びに地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる県産食品の供給及び消費の拡大を図っていくことが重要である。

ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

【改正趣旨：「繰り返し」「同様の問題が繰り返されることなく」について】

当条例の制定にも関わらず、食に関する問題が繰り返して発生したことから、今回の条例の見直しにより、同様の問題を繰り返させないという態度を示した。

【改正趣旨：「適正な表示の実施の確保」について】

今回の食に関する問題において、食材の不適切な表示が取りざたされたことから、「適正な表示の実施の確保」を新たに記載した。

【 第二条第四号】

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

五・六 (略)

【改正趣旨】

現行条例においても、「加工、調理」を行う事業者は「その他」に含まれるが、今回の食に関する問題において、「加工、調理」を行うレストラン等における食材の不適切な表示が取りざたされたことから、「加工、調理」を明記した。

【 第五条第三項】

(食品関連事業者の責務)

第五条 (略)

2 (略)

3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、関係法令を遵守する意識の向上を図り、並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するための教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。

4・5 (略)

【改正趣旨】

今回の食に関する問題に対する再発防止対策として、食品関連事業者における「法令遵守意識の向上」、「法令知識の習得」、「事業活動の適正の確保」などが重要であることから、食品関連事業者の責務として、これらの内容を盛り込んだ規定を新設した。

【 第五条の二】

(事業者団体の役割)

第五条の二 食品関連事業者により構成される団体は、その構成員に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

【改正趣旨】

今回の食に関する問題を受け、食品関連事業者団体の内部においても自浄作用が図られることが望ましいことから、食品関連事業者団体の役割として、この内容を盛り込んだ規定を新設した。

【 第二十二條】

(危害情報等の申出)

第二十二條 県民は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。

2 食品関連事業者は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をするよう努めるものとする。

3 県は、前項前二項に規定する申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

【改正趣旨】

今回の食に関する問題を受け、食品関連事業者の危害情報等の申出の努力規定を新設した。

【 常用漢字への修正】

（目的）

第一条 この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ鑑み、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築並びに安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 食品 ~~すべて~~全ての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

三～六 （略）

（基本理念）

第三条 （略）

2 食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品の安全性に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。

3・4 （略）

（相互理解の増進等）

第十九条 県は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解を増進し、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換又は相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。